

広島県ドライバー等安全教育訓練助成要綱

(令和3年度)

令和3年3月24日制定
(公社)広島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全意識の向上及び運転技能向上等を図るため、安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）にトラックドライバー、又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）を派遣し、安全教育訓練を行う会員事業者に対する安全教育訓練に要する経費の助成について、必要な事項を定める。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員であって、自社のドライバー等を研修施設に派遣するものをいう。

(助成対象研修)

第3条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識並びに運転技能の向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練とし、その研修実施期間が、原則として令和4年2月末日までに終了する研修とする。ただし、公益社団法人全日本トラック協会ドライバー等安全教育訓練促進助成制度の助成対象となる研修は除く。

(助成対象研修施設)

第4条 助成対象となる研修施設は、前条に定めるドライバー等の安全教育訓練のための研修コースを常設している研修施設とする。

(助成額等)

第5条 助成の額は、研修受講料（宿泊費用を含む。）及びテキスト代等の研修費用（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1名当たりの助成額は、1回の派遣について30,000円を上限とし、また、1助成対象事業者当たりの助成人数は、原則として1年について10名を上限とする。

2 研修に伴う宿泊の義務付けのない場合又は研修施設に宿泊施設をもたないところにあっても、研修が夜間にある場合又は遠距離で通所が社会通念上困

難な場合は、前項と同様の取扱いとする。

(助成適否の事前確認)

第6条 助成対象事業者は、人数枠等による助成適用の可否等について、事前に会員の所属する協会支部（以下「支部」という。）に確認を得なければならない。

(申込み)

第7条 前条の確認を得た助成対象事業者は、別記様式1の「広島県ドライバー等安全教育訓練助成申込書」（以下「申込書」という。）に、研修の日程及びカリキュラムを添付して、支部に提出しなければならない。

2 協会は、前項の申込書が適切と認めた時は、予算の範囲内で申請順に承認するものとする。

(報告書(兼)請求書)

第8条 助成対象事業者は、訓練実施後7日以内に別記様式2の「広島県ドライバー等安全教育訓練実施報告書(兼)請求書」（以下「報告書(兼)請求書」）を支部に提出しなければならない。

2 前項の報告書(兼)請求書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した別記様式3の「研修参加報告書」、研修費用、交通費及び宿泊費用（以下「研修費用等」という。）に係る「領収証」の写し並びに「振込先確認のための預金通帳の口座名義記載ページ」の写しを添付しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(申込の取下げ)

第10条 第7条2項の承認があった後に申込を取り下げの場合は、原則として受講日の7日前までに別記様式4の「広島県ドライバー等安全教育訓練助成申込取下届出書」を支部に提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第11条 助成対象事業者若しくはドライバー等が次のいずれかに該当するときは、研修費用等の助成は行わない。

- (1) 申込みをした研修を取り下げ、又は受講しないとき並びに受講を中止したとき。
- (2) 第8条の規定による所定の書類を提出しないとき。
- (3) 研修又は手続き等において、本要綱若しくは趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(その他)

第12条 支部が団体を募集して派遣する場合は、第6条から第8条の規定にかかわらず、支部は協会に対して申し込みなどを行うものとし、その提出書類は別記様式5及び別記様式6によるものとする。

附 則

令和3年4月1日から施行する。